

阪神と尼崎市は、小田南公園での阪神タイガースファーム施設等の 整備事業に関する基本協定を締結しました

尼崎市は、5月21日に阪神電気鉄道株式会社と株式会社阪神タイガースの三者（以下、総称して「関係三者」といいます。）で、小田南公園の整備・管理運営の実現に向けて、基本協定書を締結いたしました。

これまでも、本市では交流人口の増加や南部地域の活性化とともに、スポーツ振興の推進や観光の目玉施設として、小田南公園での阪神タイガースファーム施設の誘致の可能性について地域住民をはじめとする関係者のご意見を踏まえ検討を進めてまいりました。

今後も引き続き、関係三者で相互に協力して阪神タイガースファーム施設の移転実現に向けて、取り組みを進めていきます。

1 協定名称と締結日

協定名称：「小田南公園整備事業に関する基本協定書」（別紙1のとおり）

締結日：5月21日（なお、本事業の実施期間は供用開始日から40年間）

2 基本協定の主な内容

- ▼阪神電鉄は、小田南公園北側の公園供用部分（第1工区）に、（仮称）タイガース野球場、（仮称）タイガース練習場、（仮称）小田南公園野球場及び一般園地を建設し、尼崎市に寄附する。尼崎市は、この部分に関する営業権を阪神電鉄に付与する。
 - ▼阪神タイガースは、（仮称）タイガース野球場及び（仮称）タイガース練習場を専用使用する。
 - ▼阪神電鉄は、小田南公園南側の公園未供用部分（第2工区）に、室内練習場、選手寮・クラブハウス、駐車場等を建設し、阪神タイガースが専用使用する。
 - ▼関係三者は、公園施設等を活用し、尼崎市の地域活性化のための連携イベント実施等について相互に協力する。
 - ▼供用開始日は、令和7（2025）年2月1日までの間を目途として関係三者が別途協議のうえ定める。
- ※ 整備イメージ図は別紙2のとおり。

3 今後の予定

令和3年12月	負担付き寄附の議案提出
令和4年12月	工事着工
令和7年2月	供用開始

以上